

保育施設における欠席連絡（感染症情報）のデータ連携機能提供業務 仕様書

1 件名

保育施設における欠席連絡（感染症情報）のデータ連携機能提供業務
(県事業名:小中学校等のデジタル基盤整備（生活こども部）)

2 目的

「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPES）交付金(以下、「交付金」という。)を活用し、保育分野における欠席連絡(感染症情報)のデータ連携機能提供業務(以下、「本事業」という。)」に取り組む。

新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型 TYPES 制度概要（以下、「交付金制度概要」という。）に示されるように、保育施設では欠席連絡（感染症情報）の把握・報告に関して保育士・看護師等に負担感が生じており、また、保育士・看護師等による入力作業の負担等から、学校等欠席者・感染症情報システム*の普及が進んでいない。

保護者がアプリ等から入力する欠席連絡のデータを起点に、各システム間をつないでデータ連携可能とすることにより、欠席連絡（感染症情報）の確認・入力・報告等の作業に係る保護者や保育士・看護師等の負担を軽減するとともに、学校等欠席者・感染症システムの普及と、早期の感染症対策に資する。

(参考)新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型 TYPES 制度概要

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/shinchisoukouhukin_2024types_gaiyou.pdf

欠席連絡(感染症情報)のデータ連携:p89～

(参考)学校等欠席者・感染症情報システム

早期の感染症対策に役立てるため、学校や保育園等において、こどもたちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関における情報共有を可能とするシステム。

3 期間

契約締結日～2026年3月24日

4 上限費用、及び選定数

- ・ 予算上限 3,000 万円にて、選考により 1～2 者を選定。

5 業務の概要

- ・ 「学校等欠席者・感染症情報システム」の「連携サーバ」と、保育 ICT システムとの連携の実装(交付金制度概要 p101)
- ・ システム間の接続等に関する動作検証 (交付金制度概要 p102)
- ・ 効果検証の計測・報告支援 (交付金制度概要 p102)
- ・ 仕様案やデータ標準案の策定支援 (交付金制度概要 p104)
- ・ その他の業務 (交付金制度概要 p105,106)

6 スケジュール案

- ・ 2025年5月1日(木)～5月30日(金): 公募型プロポーザル公告
- ・ 6月上旬: 審査・委託事業者等決定
- ・ 6月中旬: 契約締結
- ・ 7月～10月: システム連携機能の実装
- ・ 10月頃～12月末: 保育施設にて実証(保育 ICT システムを導入済みの施設を想定)
- ・ 2026年1～3月: 効果検証、データ標準案等の成果物作成

7 業務内容

7.1 次に掲げる機能・要件を充たす保育 ICT システムの提供 (交付金制度概要 p101)

- ① 保育施設向けの業務支援システムであること
- ② 保護者連絡機能・登降園管理機能を提供できるものであること
- ③ 保護者連絡機能を利用して、保護者の欠席連絡において欠席理由等の情報を取得できるものであること
- ④ 「学校等欠席者・感染症情報システム」の「連携サーバ」と API 連携により施設情報や欠席情報等を受け渡しできるもの、若しくは URL リンク経由で遷移することにより「学校等欠席者・感染症情報システム」にログインできるものであること
※API 連携による場合を高く評価します。

7.2 システム間の接続等に関する動作検証 (交付金制度概要 p102)

- ① 保育 ICT システムと「学校等欠席者・感染症情報システム」の「連携サーバ」の接続に関する動作検証

7.3 効果検証の計測・報告支援 (交付金制度概要 p102)

- ① 本事業による効果検証として、参加する保育施設、自治体の保育担当部局、保健所へのアンケート調査の実施等を通じて、KPI の各項目(所要時間の削減、利用満足度、感染症対策の充実)について計測し、報告することに協力すること

- ② KPI については、令和 8 年度及び令和 9 年度においても継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められることから、差支えがないよう対応すること

7.4 仕様案やデータ標準案の策定支援（交付金制度概要 p104）

- ① 保育 ICT システムと「学校等欠席者・感染症情報システム」の「連携サーバ」と API 連携する場合、当該連携に係る仕様案・データ標準案の作成に必要な、技術情報や技術資料を提供すること。
- ② 仕様案等の検討にあたり、日本学校保健会及び「学校等欠席者・感染症情報システム」の運営事業者、こども DX 推進協会と、必要に応じて連携して進めること。

7.5 その他の業務（交付金制度概要 p105,106）

- ③ 本事業の実施報告書や、学校・保育施設向け広報資料の策定に協力すること。
- ④ 本事業の関係者会議に参加し、必要な報告等を行うこと。
- ⑤ 本事業を踏まえた全国展開に際し、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、本事業で得られた知見を共有する等、協力すること。

8 留意事項

8.1 セキュリティに係る要件

- ・ 本事業の受託者は、以下いずれかの認証を取得していること。
 - ISO/IEC 27001(ISMS 認証)
 - プライバシーマーク
- ・ 本事業で利用する保育 ICT システムは、クラウドサービスとして、以下いずれかの認証を取得していることが望ましい。
 - ISO/IEC 27017
 - 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)

8.2 成果品等の取り扱い

- ・ 成果品に、受託者が従前から保有する機能等や、第三者が著作権その他の権利を有する機能等が含まれる場合、受託者は、使用許諾等、必要な権利処理を行う。
- ・ 成果品は、交付金制度概要で示された通り「国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができる」とともに、任意に開示できるもの」として取り扱う前提。

8.3 契約関係

- ・ API 連携により、「学校等欠席者・感染症情報システム等」との連携を行う受託者は、当該システム間における技術情報の円滑な共有および業務の効率的な遂行を

図る観点から、群馬県および学校保健会との三者間契約の締結について、協議に応じるものとする。なお、具体的な責任範囲および事務分担の内容については、三者間における協議により定めるものとし、事業者はこれに応じること。